

第1回青森県障害者施策推進協議会で 委員からいただいた御意見について

令和5年12月 青森県健康福祉部障害福祉課

第1回青森県障害者施策推進協議会で委員からいただいた御意見について

	項目等	御意見の内容	御意見への対応等
1	福祉施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> 国から数値目標が示されたところであるが、県計画の基本理念にあるとおり、「住み慣れた地域で、その人らしく自立して、安心した生活を送ることができる」ことが目標であれば、重度化・高齢化が進んでいる人たちを地域へ移行させることが本人にとってよいことなのか。 御家族も高齢化し、GHなどの援助が必要であり、休日の過ごし方などもかなりのサポートが必要となるのではないかと。むしろ、入所施設をもっと地域に開いて、地域の人々やボランティアの方々と交流を図り、ともに活動することも前向きな取組になるのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人が地域社会において、その人らしく暮らすことのできる環境を整備することは、地域共生社会の実現に向けて必要な取組です。 ただし、委員御意見のとおり、御本人の状態や御家族の事情により、地域での生活が困難な方もおり、そうした方については、引き続き入所施設の果たす役割が重要であると認識しています。 令和8年度における地域生活の移行者数及び施設入所者数の削減数について、国ではそれぞれ令和4年度未施設入所者数の6%以上、5%以上としています。市町村から報告のあったサービス見込量の積み上げでは、地域移行者数143人（6%以上）、施設入所者数の削減数は63人（2.6%以上）となっています。令和8年度の目標設定に当たっては、本県の実情を踏まえ、市町村の報告値で決定しています。 なお、障害者支援施設には、利用者の重度化、高齢化に対応した専門的なケアを行う体制の確保が求められており、さらに、障害への理解を促進するため、地域交流の機会を確保するとともに、地域の障害者等に対する支援を行うなど、地域に開かれたものとするのが望ましいと考えており、関係団体とも連携して対応していきます。
2	障害者手帳所持者の状況	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児（者）の人数の把握をしてほしい（愛護手帳Aと身体障害者手帳1級の人数。18歳未満及び18歳以上）。おおよその人数がわかれば、今後の施設入所希望者の数が把握できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児（者）の人数は、令和5年3月31日時点で18歳以上260人、18歳未満66人の計326人となっており、県計画にも掲載する予定としています。 在宅か施設利用中かのデータは把握していませんが、今後施設入所が必要なる方が、必要な時に適切に施設を利用できるよう、サービス提供体制の確保に努めていきます。

第1回青森県障害者施策推進協議会で委員からいただいた御意見について

	項目等	御意見の内容	御意見への対応等
3	医療的ケア児への対応について	<ul style="list-style-type: none"> 医療的ケア児については支援体制が整ってきているが、その児もいずれ者となる。在宅で生活をしている重症心身障害者が、高齢になった親の介護を受けている現実がある。 県立の施設（あすなろ、さわらび）は福祉型に転換しており、医療的ケアが生じれば青森病院等に転院となるが、医療度の高い者が優先となる。 県立施設利用の在宅者、入所者の親からも不安の声が聞こえており、県立施設の利用者に医療的ケアが生じた場合でも終の棲家となれるような方策を考えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 委員からいただいた御意見も踏まえ、県立施設の利用者や保護者の皆さまが抱える不安の解消に向け、専門的な医療を担う医療機関等との連携・協力体制の構築等、医療的ケア児者に対する支援体制の充実について検討していきます。
4	障害者虐待防止のための職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 先般の県立施設での虐待に係る新聞報道に関し、言葉が言えず、訴える術がない重症心身障害児者の親からすれば、この上なく悲しい出来事である。職員の資質向上のための取組のさらなる強化を願う。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設等における虐待防止については、これまでも施設等の担当者を一堂に集めて実施する集団指導や、定期的な実地指導において指導をしているところですが、今後もこれらの機会を通じて指導を徹底していくこととしています。 なお、障害者虐待防止のさらなる推進等のため、令和4年度から運営基準が見直しされ、虐待防止委員会の設置及び定期的な開催、従業員に対する定期的な研修の実施等、施設等における虐待防止措置が義務化されたところです。 これらの取組についても、指導監査等の機会を通じて施設等に周知し、取組の徹底を求めていくこととし、本計画にも新たに記載を追加しています。